

2019年 7月23日

広島大学長  
越智 光夫 殿

広島大学教職員組合  
執行委員長 丸田孝志

## 働き方等についての質問状

貴職の日頃の奮闘と当組合活動へのご理解・ご協力に敬意を表します。  
さて、標記に関して以下3点を質問しますので回答を2019年7月末まで求めます。

### 記

#### 1) 「論文は寝なくても書くぐらいの意気込みを求める」発言について

当該発言は、平成30年9月12日、13日に実施された「平成30年度部局組織評価における若手教員と経営協議会学外委員との意見交換会で提案された意見について」の報告書に記載されており、若手教員から研究に使える時間についての提案に対して、経営協議会学外委員が発言されたとされるものです。10月の団体交渉において、組合はこれを問題視し、このような発言は労働者の人権を考慮しない不当なものであることをよく理解した上で再発防止に努めるよう、経営協議会委員に注意喚起することを求めました。

しかしながら、現時点においてもこのような記述がホームページ上に残っております。この事実は教職員の間で議論を呼んでおり、このような状況では教員への働き方に対する大学経営執行部の姿勢を表すものと受け止められてもしかたがないと思われます。日々過密化する労働実態を現実として捉え、精神論では決して済まされないことを認識すべきです。そもそも、「大学教員等の労働時間管理に関する申合せ」（平成23年3月締結）によると、第3条3項には「適用教員の休日労働・深夜労働については、健康と福祉の確保の観点から、原則として許可しないものとする。」とあり、深夜労働を強要する発言は申し合わせに反する行為であって、経営側の原則を超えた発言は常軌を逸しています。組合からの指摘があった以降、経営協議会に対して注意喚起は行われたのでしょうか。もし、まだであれば早急に対応いただき、ホームページ上の発言の記録も削除していただくよう求めます。

#### 2) 時間外労働の年360時間超報告について

標記の報告事項は、現在の安全衛生委員会において各地区過半数代表者及び安全衛生委員へ報告されている内容の一部にあたります。時間外労働として命ずることができる限度である年

360 時間を超えてしまったからの報告では時間指導や体制見直しなどの現場対応ができないので、そのような事態になる前に何らかの対策を講じることはできないか？という提案が過半数代表者からありました。つきましては、注意喚起のための指針として、年 360 時間に達する前に、4 半期(3 ヶ月)で 90 時間超や 4 ヶ月で 120 時間超など、適切な時期における該当件数を報告いただけないでしょうか。このこと以外にも、年 360 時間超の時間外労働の件数を減らすためのよりよい方法をご検討の上、回答をお願いいたします。

### 3) 附属学校園の 2017 年度時間外労働の遡求分の支払いについて

このことについて、附属学校園予算の中の留保分(平成 30 年(2018 年))が充てられているのか？に関する確認を複数回にわたって求めておりますが、明確な回答をいただけておりません(2018 年 10 月(以下の議事メモ 117 回)、及び 2019 年 3 月(123 回)団体交渉)。以上の経緯を踏まえて、本件についての回答を求めます。

※議事メモ 117 回(一部)

#### ③附属学校園の留保分について

(組合) はっきりさせていただきたい

(大学) 調べさせていただきたい

以 上